

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

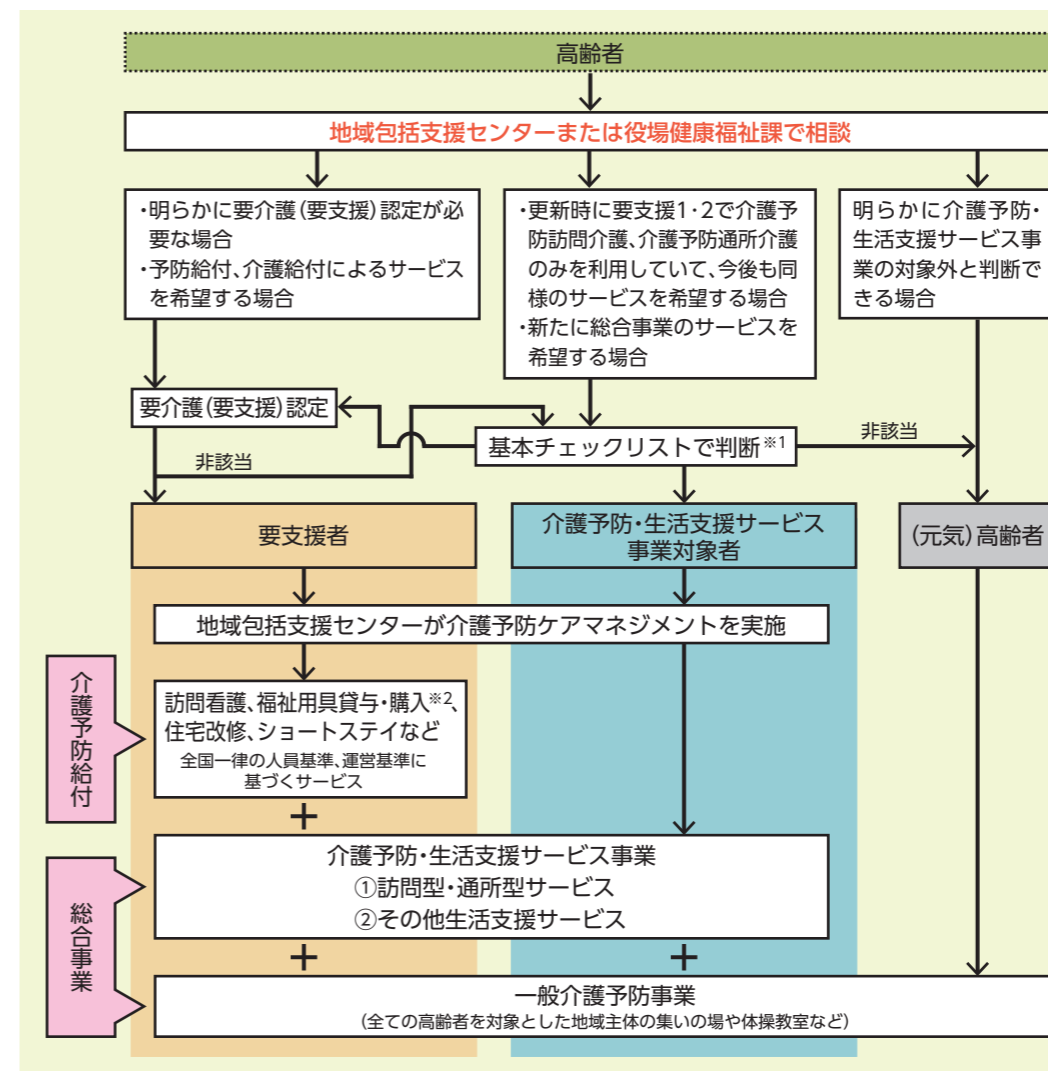
介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は、市町村が主体で行う地域支援事業の一つです。65歳以上の人を対象に、その人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。総合事業では、要支援に認定された人や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」を行い、皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



要支援1・2の人が現在利用している介護保険の介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルパー）と通所介護（デイサービス）の2つのサービスが、総合事業の訪問型サービスと通所型サービスになります。

総合事業利用の流れ

サービスの利用は、基本チェックリストを実施するなどの手続きが必要です。地域包括支援センターでケアプランを作成してからサービスを利用することになります。



※1…介護予防給付の訪問介護と通所介護サービスのみを利用していた人は、要介護(要支援)認定を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」となり、基本チェックリストの判断により迅速なサービス利用が可能になります。

※2…介護予防給付の訪問看護、福祉用具貸与・購入、住宅改修、ショートステイなどを利用して来た人は、今まで通り介護保険の要介護(要支援)認定を受けてサービスを利用することになります。介護予防ケアマネジメントに基づき、給付事業を組み合わせ利用できます。

総合事業のよくある質問

介護予防・日常生活支援総合事業になると、何がかわるのですか？



要支援1・2の人でホームヘルプ・デイサービスのみを利用している人の認定手続きが変更されます。認定審査を省略して**基本チェックリスト**を実施することで、事業対象者になります。

基本チェックリストってどのようなものですか？



日常生活に必要な生活機能の低下や状態を把握するための質問票です。要介護状態になるリスクを予測することを目的に国が開発し、運動・栄養状態・もの忘れに関することなど25項目の質問があります。主に「はい」「いいえ」で答えられるような形式です。

今までのサービスは使えなくなるのですか？



総合事業移行後も、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、サービスが必要な人は今までのホームヘルプサービスやデイサービスと同じサービスが利用できます。

利用料金はどうなるのですか？



総合事業移行前のホームヘルプサービスやデイサービスと同じサービスを利用する場合、サービスの利用料金に変更はありません。

現在、要介護2の認定を受けています。どのように変わりますか？



要介護認定の手続きなどに変更はありません。第1号被保険者(65歳以上)で要介護1~5の人と第2号被保険者(40~64歳)で16の特定疾病により介護が必要になった人の要介護(要支援)認定やサービスの利用は従来と同様です。

高齢者の介護のことなどで困っています。どうすればよいですか？



まず、地域包括支援センターまたは役場健康福祉課にご連絡ください。状況をお伺いし、今後の手続きを説明します。

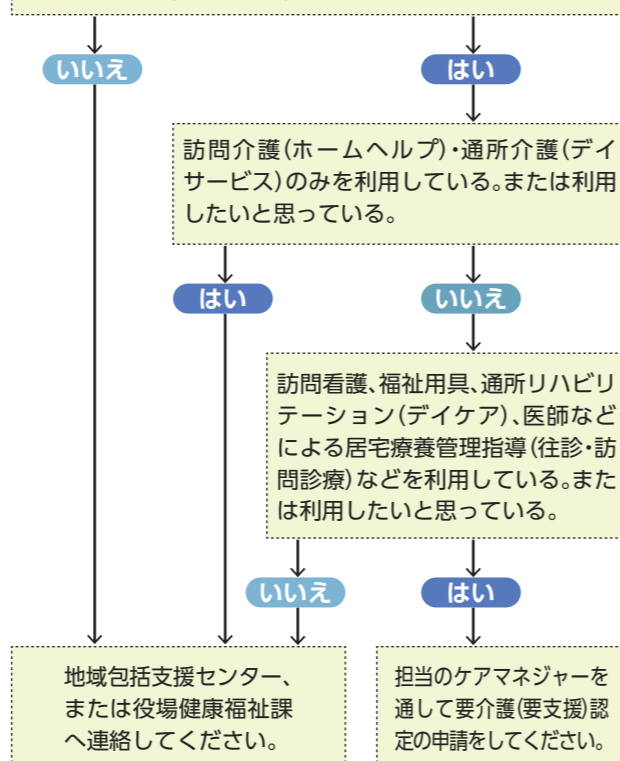


サービスを利用するためには、どうしたらいいのですか？

生活の中で困ったことや悩んでいることがあったら、今までどおり地域包括支援センターにご相談ください。心身や生活の状況によっては、基本チェックリストで簡易に確認し、必要なサービスや支援を受けたり、教室などに参加したりすることができます。まずは皆さんがどのサービスに該当するか、下の表で確認してみましょう。

※希望に応じて介護保険の要支援認定を受けることもできます。

現在、介護予防(要支援1・2)のサービスを利用していますか？



地域包括支援センター ☎80-9300
役場健康福祉課 ☎47-5021



これからも私たちが、地域で暮らし続けたいですね

自分たちができることをしながら、介護予防につなげていこう!

まずは地域包括支援センターにご相談ください